平成19年12月19日告示第213号

改正

平成21年2月19日告示第22号 平成21年11月10日告示第260号 令和元年12月16日告示第152号 令和4年1月11日告示第5号

土浦市広告掲載詳細基準要項

(趣旨)

第1条 この告示は、土浦市広告掲載要綱(平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。)第 3条第2項の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(個別の基準)

第3条 この告示に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する 個別の基準が必要なときは、契約等において別に基準を定めることができる。

(業種又は事業者に係る基準)

- 第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載をしない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業又は風俗営業に類似した業種
 - (2) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第1項に規定する貸金業
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
 - (4) たばこ製造に係る業種
 - (5) ギャンブルに係る業種
 - (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
 - (8) 債権取立業又は示談引受業
 - (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者 及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続の申立てがなされている事業者
 - (10) 市税を滞納している事業者
 - (11) 法令に違反している事業者
 - (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない事業者
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載をすることを不適当と認める業種及び事業者
- 2 業種ごとの広告の具体的な表示内容等に係る基準は、別表のとおりとする。

(掲載内容に係る基準)

- 第5条 次に掲げるものは、広告掲載をしない。
 - (1) 権利の侵害のおそれ等があるものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供する もの
 - ウ 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
 - (2) 消費者の被害を未然に予防し、又は拡大を防止する観点から適切でないものとして次のいず れかに該当するもの
 - ア 根拠のない表示又は誤解を招くような表現のもの
 - イ 偽りの内容を表示するもの
 - ウ 責任の所在及び広告の内容が不明確なもの
 - エ 投機心又は射幸心を著しくあおるもの

- (3) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写等の表現を用いたもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想し、又は想起させるもの
 - オ ギャンブル性を肯定するもの
 - カ 青少年の身体、精神又は教育に有害なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の広告掲載事業の円滑な運営に支障を来すもの

(屋外広告物に係る基準)

- 第6条 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物のうち土浦市屋外広告物条例(平成29年土浦市条例第41号)第7条第2項並びに第8条第3項及び第4項の許可並びに第13条第1項の規定による許可を必要とするものをいう。次項において同じ。)については、内容、デザイン等が都市の美観風致を損なうおそれがあるものとして次に掲げるものは、広告掲載をしない。
 - (1) 会社名及び商品名を過度に繰り返すもの
 - (2) 彩度の高い色、原色及び金銀色を広範囲に使用するもの
 - (3) 著しく強烈である、配色がしつこい等景観と著しく違和感があるもの
 - (4) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
 - (5) 著しくデザイン性の劣るもの
 - (6) 意味が不明なもの又は公衆に不快感を起こさせるもの
 - (7) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
 - (8) 地区計画、まちづくり協議指針その他まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている地区においては、その目標に沿った貢献が認められないもの
- 2 前項に掲げるもののほか、屋外広告物について、内容、デザイン等が交通事故を誘発する等交通 の安全を阻害するおそれがあるものとして次に掲げるものは、広告掲載をしない。
 - (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 過度に鮮やかな模様又は色彩を使用するもの
 - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
 - (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 読ませる広告、4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - イ 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの
 - ウ デザインが分かりにくい等判断を迷わせるもの
 - エ 絵柄及び文字が過密であるもの

(Webページの掲載に係る基準)

- 第7条 Webページへの広告に関しては、当該広告がリンクしているWebページの内容について もこの告示を適用する。
- 2 他のWebページを集合し、情報提供することを主な目的とするWebページであって、要綱、この告示その他広告掲載に関する諸規程に違反する内容を取り扱うWebページを閲覧者にあっせんし、又は紹介しているWebページの広告は、広告掲載をしない。

付 則

この要項は、公表の日から施行する。

付 則(平成21年2月19日告示第22号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(平成21年11月10日告示第260号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(令和元年12月16日告示第152号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則(令和4年1月11日告示第5号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

| 別表(第4条関係) | |
|---------------------------------------|---|
| 業種 | 表示内容等に係る基準 |
| 1 人材募集広告 | (1) 人材募集に見せかけた違法行為の勧誘又はあっせんの疑いのない |
| | こと。 |
| | (2) 人材募集に見せかけた商品、材料及び機材の売付け又は資金集め |
| | の疑いのないこと。 |
| 2 語学教室等 | 習得の安易さ並びに授業料及び受講料の安価さを強調する表現が用い |
| | られていないこと。 |
| 3 学習塾、予備校等 | (1) 合格率その他の実績を載せる場合は、実績年も併せて表示されて |
| (専門学校を含む。) | いること。 |
| | (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その |
| | 実態、内容及び施設が明確に表示されていること。 |
| 4 外国大学の日本校 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学ではない旨が明確に |
| | 表示されていること。 |
| 5 資格講座 | (1) 民間の事業者が設定する資格であるにもかかわらず、当該資格に |
| 2318811. | 関する講座を受講することで、国家資格が免ぜられ、又は国家資格が |
| | 得られるような誤解を招く表現が用いられていないこと。 |
| | (2) 国家試験を受ける必要がある資格であるにもかかわらず、民間の |
| | 事業者が開催する講座を受講することで、国家試験が免ぜられ、又は |
| | 国家資格を得られるような誤解を招く表現が用いられていないこと。 |
| | (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売付け又は資金集 |
| | めを目的としているものでないこと。 |
| | (4) 受講費用が全て公的給付で賄えるかのような誤解を招く表現が用 |
| | いられていないこと。 |
| 6 病院、診療所、助産 | - |
| 所等 所等 | ないこと。 |
| 771 3 | (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の |
| | 表示がなされていないこと。 |
| | (3) 提供する医療の内容に関して偽りの又は誇大な表示が用いられて |
| | いないこと。 |
| | (4) 治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推 |
| | 測的に述べていないこと。 |
| | (5) 病院、診療所、助産所等の建物の全景並びに保有している医療設 |
| | 備及び機器の写真等医療に密接にかかわる物の写真が用いられていな |
| | いこと。 |
| | ・ 。 (6) マークを用いた場合に、そのマークが示す内容を文字等により併 |
| | せて表記しているものであること。この場合において、赤十字の標章 |
| | 及び名称等の使用の制限に関する法律(昭和22年法律第159号)の規定 |
| | により、赤十字等のマーク及び名称をみだりに用いていないものであ |
| | ること。 |
| └──────────────────────────────────── | (1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭 |
| / めん厚来、マラケ ジ業、指圧業、針灸業 | |
| フ末、頂丘末、町火末 若しくは柔道整復業 | 第24条の規定に違反していないこと。 |
| 石しくは未旦金後来 又はこれらの施術所 | (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項が表示されていな |
| 文はこれらの心間的 等 | ((2) |
| ্য | いここ。 (3) あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう又は柔道整復とこれら |
| | (3) めん摩、マッケーン、指圧、はり、さゆう文は朱道笠後とこれら 以外の医療類似行為(整体、カイロプラクティック、エステティック |
| | 以外の医療類似17 為(登体、ガイロフラグティッグ、エステティック 等をいう。以下この項において同じ。)を同時に行う施術所に関する |
| | |
| | 広告には、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう又は柔道整復以 |

| | 外の医療類似行為に関する事項が表示されていないこと。 |
|--------------------------|--|
| 8 薬局、薬店、医薬品、 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 |
| | (昭和35年法律第145号) 第10章の規定により禁止され、又は制限を受け |
| び医療機器(健康器 | る広告でないこと。 |
| 具、コンタクトレンズ | |
| - パ、コング・レンパ - 等をいう。) | |
| 9 健康食品、保健機能 | 偽りの又は誇大な表現を用いることにより購入意欲を高進させ、健康 |
| | 増進効果等について誤認させるものでないこと。 |
| 品の一品 | 祖 三 別 木 寺 に フ び て 読 品 C と む ひ ひ て な び こ こ 。 |
| | |
| 年法律第123号)に規 | ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスが |
| 定するサービスその | 明確に区別され、誤解を招く表現が用いられていないこと。 |
| たりるり こべての 他高齢者福祉サービ | イ 広告掲載の主体となる者に関する表示は、法人名、代表者名、所 |
| 他高齢有価値り一と ス等 | 1 |
| ヘ ザ | せ心、建裕元、担当有石寺に限ること。 ウ サービスを利用するに当たって有利であるかのような誤解を招く |
| | フーリーに人を利用するに当たりて有利であるかのような誤解を指く 表現が用いられていないこと。 |
| | |
| | (2) 有料老人亦一厶 |
| | ア 茨城県有料老人ホーム設置運営指導指針に規定する事項が遵守さ |
| | れ、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表 |
| | 示事項が全て表示されていること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | イ 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告 |
| | 示第3号)に抵触しないものであること。 |
| | (3) 有料老人ホーム等の紹介業 |
| | ア 広告掲載の主体となる者に関する表示は、法人名、代表者名、所 |
| | 在地、連絡先、担当者名等に限るものであること。 |
| | イ 利用に当たって有利であるかのような誤解を招く表現が用いられ |
| | ていないこと。 |
| 11 墓地等 | 市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名が明記され |
| | ていること。 |
| 12 不動産事業 | (1) 宅地建物取引業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認 |
| | 可免許証番号等が明記されていること。 |
| | (2) 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面 |
| | 積、建築年月日、価格又は賃料及び取引条件の有効期限が明記されて |
| | いること。 |
| | (3) 不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告 |
| | 示第23号)による表示規制に適合していること。 |
| | (4) 契約を急がせる表示がなされていないこと。 |
| 13 弁護士、税理士、公 | 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限るものであるこ |
| 認会計士等 | と。 |
| 14 旅行業 | (1) 登録番号、所在地及び補償の内容が明記されていること。 |
| | (2) 旅行の内容について、誤解を招き、不当に顧客を誘引するおそれ |
| | のある表示がなされていないこと。 |
| 15 通信販売業 | 返品等に関する規定の表示が明確になされていること。 |
| 16 雑誌、週刊誌等 | (1) 適正な品位を保ったものであること。 |
| | (2) 見出し及び写真の性的表現等は、青少年保護等の観点から適切な |
| | ものであり、不快感を与えないものであること。 |
| | (3) 性犯罪を誘発し、又は助長するような表現(写真等の表現を含む。) |
| | が用いられていないこと。 |
| | (4) 犯罪被害者の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現 |
| <u> </u> | |

| | が用いられていないこと。 |
|----------------------|---|
| | (5) 他者のプライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現が用 |
| | いられていること。 |
| | (6) 犯罪事実の報道の見出し等については、残虐な言葉や刺激的な言 |
| | い回しを避け、不快感を与えないよう配慮のある表現が用いられてい |
| | ること。 |
| | (7) 20歳未満の者(少年法(昭和23年法律第168号)第68条の規定に該 |
| | 当する者を除く。)、心神喪失者等の犯罪に関連した広告においては、 |
| | 氏名及び写真が表示されていないこと。 |
| 17 映画、興行等 | (1) 暴力、ギャンブル、薬物、売春等の行為を容認するような表現が |
| | 用いられていないこと。 |
| | (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨又はわいせつなものが用いられ |
| | ていないこと。 |
| | (3) いたずらに好奇心に訴えるものの表現がなされていないこと。 |
| | (4) 内容を極端に歪め、一部分のみを誇張した表現が用いられていな |
| | いこと。 |
| | いここ。 (5) 刺激的なデザインが用いられていないこと。 |
| | (6) 年齢制限等の一部規制を受けるものについては、その旨の表示が |
| | なされていること。 |
| | なられていること。 (7) 青少年に悪影響を与えるおそれのないものであること。 |
| | (1) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限るものであ |
| 10 口い・建労刊例 | (1) 拘戦内谷は、石が、別任地、一般的な事業条内等に限るものであること。 |
| | |
| 10 部本会社 提供事效 | (2) 料金及び販売について明示されていること。 |
| | 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限るものであるこ |
| 所等 | と。 |
| 20 古物商、リサイクル | |
| ショップ等 | |
| | (2) 一般廃棄物処理業に係る許可を受けていない場合は、一般廃棄物 |
| 0.1 4+45+0=4=077.70+ | を処理できるような誤解を招く表現が用いられていないこと。 |
| 21 結婚相談所及び交 | (1) 結婚相手紹介サービス協会に加盟している旨が明記されているこ |
| 際紹介業 | |
| | (2) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限るものであ |
| 00 11/15/45 4 45 | ること。 |
| 22 労働組合等の一定 | (1) 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限るものであ |
| の社会的立場と主張 | ること。 |
| を持った組織 | (2) 出版物の広告については、当該出版物において、組織の主張の展 |
| 00 ## 4 | 開、他の団体に対する批判、中傷等がなされていないこと。 |
| 23 募金 | (1) 寄附金の使途の表示が明確になされていること。 |
| | (2) 募金詐欺の疑いのないこと。 |
| 24 質屋、チケット等の | |
| 再販売等 | (2) 有利さを誤認させるような表示がなされていないこと。 |
| 25 トランクルーム及 | (1) 「トランクルーム」の表示は、倉庫業法(昭和31年法律第121号) |
| び貸し収納業者 | 第25条の5第1項に規定する認定トランクルーム業者の認定トランク |
| | ルームに限るものであること。 |
| | (2) 貸し収納業者にあっては、会社名以外にトランクルームの名称を |
| | · · |
| | 使用していないこと及び倉庫業法に基づくトランクルームではない旨 |
| | 使用していないこと及び倉庫業法に基づくトランクルームではない旨 を表示していること。 |
| 26 ダイヤルサービス | |

| 27 ウイークリーマン | 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 |
|-------------|------------------------------------|
| ション等 | |
| 28 アルコール飲料 | (1) 20歳未満の者の飲酒を禁止する旨の表示が明確になされているこ |
| | と。 |
| | (2) 20歳未満の者の飲酒を誘発するような表示がなされていないこ |
| | と。 |

備考 その他表示に関する事項として以下の点に留意すること。

- 1 割引価格の表示については、対象となる元の価格の根拠を明確に表示すること。
- 2 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。
- 3 無料で参加又は体験ができるものについては、費用が必要な場合があるときには、その旨を 明確に表示すること。
- 4 広告主の法人格の種類、法人名、法人の代表者名、所在地、連絡先、免許番号等を明確に表示すること。また、法人格を有しない団体及び個人事業者の場合には、代表者名を明確に表示すること。
- 5 肖像権及び著作権の使用については、使用許諾があることが確認できないものは掲載しない こと。
- 6 宝石の販売については、メーカー希望価格がないにもかかわらず表示する等表現に偽りの記載があるものは掲載しないこと。